

## 中川地区地域づくり協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、中川地区地域づくり協議会（以下「本会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、地域住民相互の支え合いの強化を図りながら、誰もが安全に安心して暮らすことができるコミュニティづくりを進めることを目的とする。

(活動の内容)

第3条 本会は、中川地区住民が住んでいて良かったと思える地域にするために、地域に必要なことや地域でできることを具体的に協議し、地域諸課題の解決に向けて、地域全体で取り組むことのできる計画や体制づくりを行う。

2 本会は、中川地区の各種団体と連携して活動を行うことができる。

(会 員)

第4条 本会の会員は前橋市中川地区内に居住する全世帯を対象とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、前橋市朝日町三丁目36-17 前橋市第二コミュニティセンター内に置く。

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。なお、役員は会員の中から互選により選出する。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 書記  | 2 名 |
| (4) 会計  | 2 名 |
| (5) 監事  | 2 名 |

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、前任者の退任により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 書記は本会の書記を担当する。

4 会計は本会の会計を処理する。

5 監事は本会の会計を監査する。

(顧問)

第9条 本会は、必要に応じ、顧問を置くことができる。

(部会の設置)

第10条 本会の目的を達成するため、複数の「部会」を置くことができる。

2 部会には、部会の活動を推進していく「部会員」を置く。

3 部会員は、部会の取りまとめ役として、部会長を定め、副部会長を若干名置くことができる。

(会議)

第11条 本会の会議は総会、その他の会議とする。

(総会及びその他の会議)

第12条 総会は年1回開催し、事業報告、決算、事業計画、予算、その他重要な案件を審議する。

2 その他の会議は、定期的に行われ、役員及び部会長等により必要な案件を審議する。

(専決処分)

第13条 会長は、不測又は緊急の事態により会議を招集するいとまがないときは、その議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、承認を得なければならない。

(財源)

第14条 本会の財源は構成する自治会からの会費及び地方公共団体等からの交付金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計)

第15条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

2 会長は、会計年度の終了後、監事の監査を受けて、本会の総会において会計を報告し承認を得なければならない。

(会則に定めのない事項)

第16条 この会則に定めのない事項については、会長が役員に諮って別に定める。

附則 この会則は、平成27年8月2日から施行する。

附則 この会則は、平成28年4月26日から施行する。

付則 この会則は、平成29年4月26日から施行する。